

朝野委員提出資料

医療機関内における新型インフルエンザワクチン接種順位の考え方について

社会機能分科会事務局よりお尋ねのありました医療機関内における感染リスクに基づく新型インフルエンザワクチン接種順位の考え方について、お答えいたします。

これについては、2009年のインフルエンザの時の考え方が参考になります。

まず、感染リスク（感染しやすさ）の順位は、以下のようになります。

- ① インフルエンザを疑う患者を診察する医師、看護師（小児科、呼吸器内科、総合内科、救命救急）
 - ② 検査等で直接接触するスタッフ（放射線技師、薬剤師、検査技師、受付、会計）
 - ③ その他の職員
- ①と②の違いは、インフルエンザは飛沫感染ですので、直接1m以内で患者と接するか否かです。

2009年に政府が提示した優先接種対象者の要件は「インフルエンザ患者の診療に直接従事する者」であり、ワクチンの配布が初期には十分でなかったため、大阪大学医学部附属病院では、①、②の順で接種を行いました。

但し、医療機関の性格によってインフルエンザの診療を行う診療科やスタッフは異なりますので、上記の診療科やスタッフはあくまでも大阪大学医学部附属病院での考え方です。

一方、感染リスクだけでなく、重篤化の危険因子を加味して接種順位を考える必要がありました。当時は、若年者、基礎疾患を有する者が重篤化しやすいとの情報がありましたことから、人道的な見地から、①、②の中でもそれぞれ、以下の順番で優先しました。

- ④ 年齢要因としての若い医療従事者
- ⑤ 身体要因としての基礎疾患

ご参考になれば幸いです。